

市民が誇れる市の顔づくり関連事業
補助金

地域住民の方々が
まちづくりを考え、主体となって行う
地域づくり



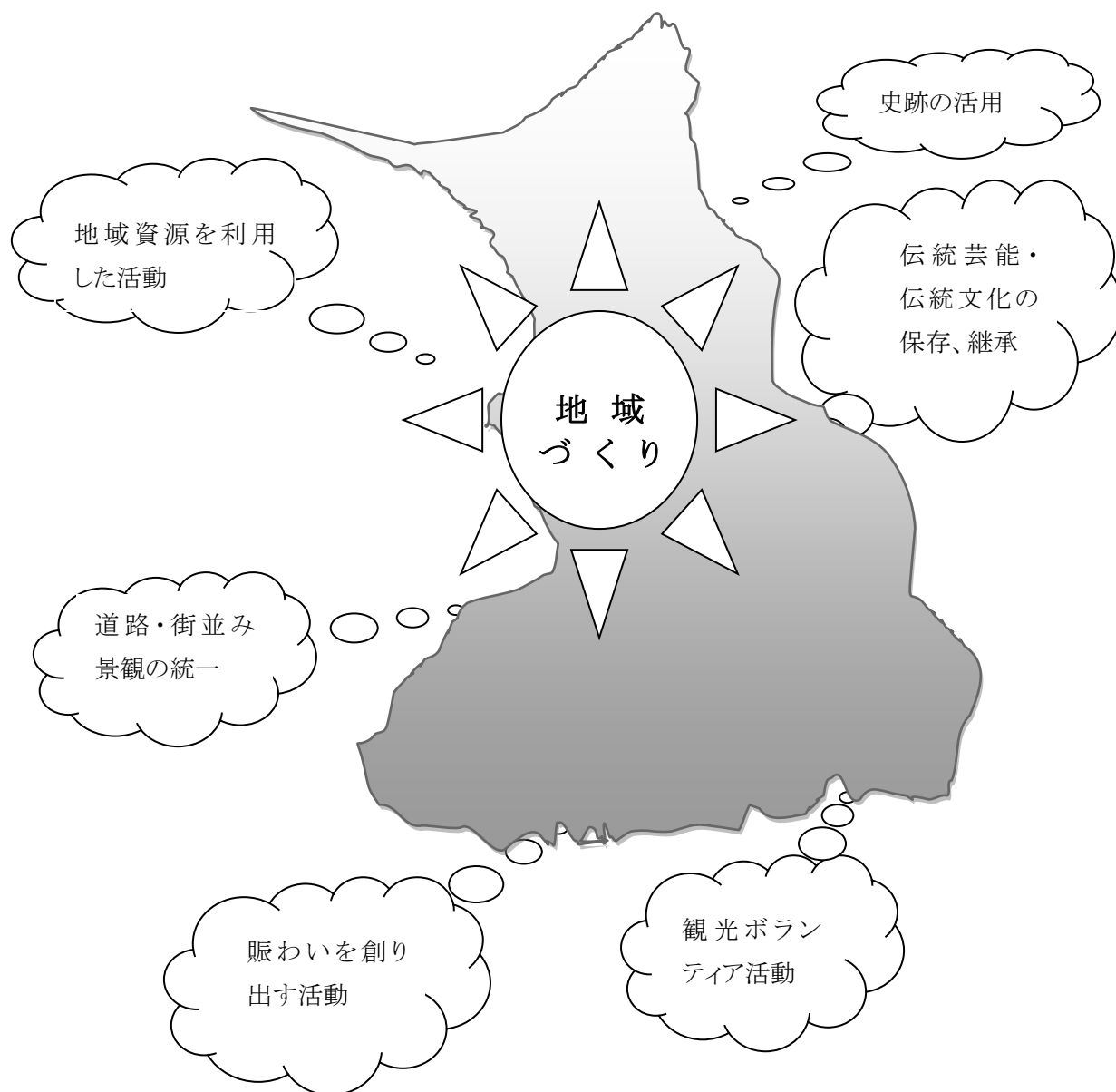
市民部 市民課 市民活動推進係

TEL(0439)80-1252

FAX(0439)80-1394

<http://www.city.futtsu.lg.jp/>

富津市は、地域住民の方々による「特色ある地域づくり」を応援します。

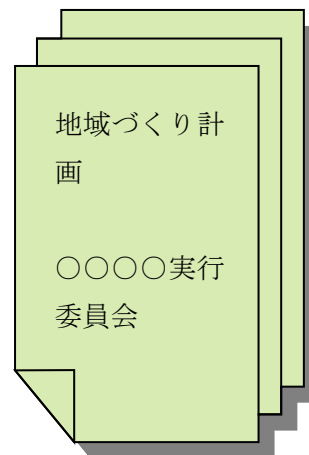


■ 市民が誇れる市の顔づくり関連事業の具体的な活動

☆推進組織・計画策定関係

地域の特性を活かした地域づくりの活動を推進するための、地域間交流や人材育成、各種地域づくり計画の策定等を行う事業。

(例) アンケート調査、先進地視察、アドバイザーの依頼、計画書の印刷等。



☆地域づくり活動関係

地域の特性を活かした地域づくりや人づくりの活動を行う事業。

(例) 備品の購入、資材の購入、消耗品の購入、ポスターの印刷等。



■ 市民が誇れる市の顔づくり関連事業補助金の内容

☆対象者

市内で活動する概ね10人以上のグループや団体とする。

☆対象事業

- ① 地域の特色を生かした公共性のある事業
- ② 区や自治会及び市民団体等が自ら企画し実施する事業
- ③ 政治、宗教及び営利を目的としない事業
- ④ 市の他の補助金の交付対象とならない事業
- ⑤ その他市長が特別に認める事業

対象例：※調査・研究・計画策定活動

（市の自然・文化・地勢・史跡など）

※賑わいを作り出すイベントの開催

※街の景観づくり活動

（花壇・フラワー・桜ロードづくりなど）

※観光ガイドボランティア

☆補助金の交付額及び期間

- ① 補助金の交付額
補助対象経費の1/2以内で、毎年度1事業200,000円を上限とする。
- ② 補助対象期間
3年以内（事業自体は継続していること。）

☆対象外経費

通常の運営経費（家賃・水道光熱費・電話代など）や構成員に係る人件費及び食糧費、その他市長が対象外と認めたもの。